

第3回 名寄市農業委員会総会（令和4年3月）会議録

日 時 令和4年3月29日（火）

午後1時26分 開始

午後2時15分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	設定された権利の合意解約について	8件	承認
第3	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	19件	承認
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	8件	承認
第5	議案第4号	名寄市農業員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針について	1件	承認

第3回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	20番 小田桐正彦
2番 新田司	11番 上手浩幸	21番 飯塚明夫
3番 藤野修一	12番 林秀典	22番 竹部裕二
4番 清水康史	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	16番 住田美紀	25番 越孝則
7番 飯村規峰	17番 横田浩二	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	18番 中村敏夫	27番 又村裕司
9番 村上清	19番 村中洋一	

欠席 15番 山上 瞳

第3回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和4年3月29日（火）午後1時26分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和4年第3回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和4年第3回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は15番 山上瞳委員から欠席報告を受けており、委員定数27名中、委員26名の出
席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっております
ので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、18
番 中村敏夫委員、19番 村中洋一委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、中村敏夫委員、村中洋一委員に決定いた
しました。

議 長： **日程第2、議案第1号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。
番号52番から59番まで一括して説明を求めます。

事務局：（番号52番から59番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
番号52番から59番までを一括して承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号52番から59番まで一括して承認することに決定しま
した。

議 長： **日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。
初めに売買の審査を行います。番号46番の審査は、鈴木委員が農業委員会等に関する法

律第24条の議事参与の制限に該当いたしますので本件終了まで退席を願います。
(13:29)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:29)
番号46番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号46番について説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号46番について説明します。〇〇さんと〇〇〇〇さんのあっせんですが、2月22日午前10時半から風連庁舎1階にて私と水間委員、事務局立ち合いのものと行われました。〇〇さんからは昨年中に申し出がありましたけれど、農地の一部に利用効率条件の審査が必要だったことと、今回買い求めた〇〇〇〇さんが、農地適格化法人の審査が終わっていなかったことで、時間がかかったところです。
場所について説明します。地図の7ページをご覧ください。名寄の市街地からちょうど地図の中央部分になりますけれど、国道239号線の太い道路がありますが、これから名寄東病院の前を通過して大橋を渡ったところです。天文字焼きを行う山の南並びです。本地は、〇〇さんと〇〇さんが以前から供給契約していた農地です。価格についても両者合意のもと5万2千円ということで、あっせんは成立しました。何ら問題ないかと思いますが審査をお願いします。

議 長： 只今、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番46番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号46番は原案のとおり決定いたしました。
ここで暫時休憩をして席移動をお願いいたします。(13:33)

議 長： それでは議事を再開します。(13:33)
続いて、番号47番から49番までの審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号47番から49番について読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

清水委員： はい、会長。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号47番から49番について説明します。
まず47番ですが、〇〇〇〇さんのあっせんを2月25日に農業委員からは阿部委員、そして事務局4名にて行いました。地域調整をしたなかで、一番曙でも面積の少ない〇〇

〇〇さんに決めました。価格につきましても、10a当たり田で27万円、畑で3万円と設定し双方合意しています。農地の場所については、地図7ページの中央部に曙橋と表記されていますが、橋を曙の方に向かって降りてすぐの南側の農地となります。双方とも問題ない案件となっています。

続いて、48番、49番について説明します。〇〇〇〇さんのあっせんも同じ日の午後1時から行っています。〇〇さんは今回離農ではなく、規模縮小ということで部分的なあっせんでした。地域調整のなかで、隣地を耕作している〇〇〇〇さん、そして規模拡大を希望している〇〇〇〇さんということで決まりました。価格についても先ほどと同じ価格になっています。この農地も地図7ページなのですが、ちょうど曙とマーカーがある下側が、〇〇さんの売りに出された農地となっています。47番から49番まで問題ない案件かと思いますが、皆様の審議をお願いします。

議 長： 只今、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号47番から番号49番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号47番から番号49番について原案のとおり決定いたしました。
続いて、番号50番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号50番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。50番について説明いたします。離農するにあたり〇〇〇さんから申し出がありました。まず場所ですが、地図6ページをご覧ください。黄色いマーカーの17線のすぐ右下の土地です。地区及び隣接地の方々に案内したところ2名の申し出があり、2月7日小委員会にかけて、土地の条件が悪い農地を多く作付けしている〇〇さんが良いのではないかという意見がありました。2月25日午後1時半より、委員3人と事務局、当事者であっせんを行いました。反当り17万円で両者合意の上、あっせんが成立しました。問題ないと思われませんが審議の方をよろしくお願いします。

議 長： 只今、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号50番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号50番は原案のとおり決定いたしました。
次に番号51番、52番の審査を行います。一括して事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号51番、52番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ご意見はありますか。

飯塚委員： はい。

議 長： 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。51番、52番について説明します。51番については〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの売買ですが、2月25日午後2時より、この風連庁舎において両者、事務局、越委員、南原委員と私であっせん委員会を開催しています。まず所在地ですが、6ページになります。中央に赤いマーカーで智恵文とありますが、その少し右側に瑞和という文字があります。その上に道路があつて道路を跨いだ小さい数字で83と書かれている部分になります。〇〇さんは高齢のため長い間賃貸されていた訳ですが、今回離農するにあたりあっせんの申し出がありました。地域で買い受け希望を集め、2法人が希望しましたが、地域協議を行いながら、また名寄・智恵文小委員会に諮りながら利用調整を行い、隣接地を所有する〇〇〇〇さんにあっせんを行いました。価格については、近隣の平均価格を考慮し18万円で両者合意の上、決定したところです。

続きまして52番ですが、同じ日に風連庁舎であっせんを行つています。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんとの売買ということで、まず場所ですが、先ほどの瑞和という文字がありました。その右側に河川が流れて二股になっています。その二股の三角部分の上の方が10線となっていますが、その堤防沿いの地点になります。先ほどと同じように地域で利用調整を行い、また小委員会にも諮りながら〇〇〇〇〇〇さんにあっせんを行いました。価格につきましては、一部土地条件が悪いところがあるということで、近隣の平均価格より若干低めの16万円で両者合意の上、あっせんが成立したところです。よろしくご審議お願いします。

議 長： 只今、飯塚委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号51番、52番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よつて番号51番、52番について原案のとおり決定いたしました。続いて番号53番、54番の審査です。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号53番、54番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

又村委員： はい、議長。

議 長： 又村委員。

又村委員： 27番 又村です。53番、54番について説明します。この案件は今日2日当庁舎において、私と沼田委員、新田委員の3名と事務局出席のもと、あっせん委員会を行いました。土地の所在地ですが、地図の8ページをご覧ください。西風連という場所がありますが、その右に天塩川を渡る瑞生橋があります。その橋を西風連側に渡つてすぐ右側一帯に広がる土地です。この土地は10年程前より、瑞生地区の〇〇さんが耕作していましたが、規模縮小によりこの土地を手放したいという申し出があり、後継者として就農した〇〇〇〇さんが規模拡大したいということで、買い入れとなりました。

また53番については、1筆だけが川の向かい側にあり、地続きで耕作している〇〇〇〇さんが農道・水路などの作業性により引き受けることになりました。この土地は小さい圃場が多く、傾斜地で作業効率が悪く、これまでの耕作者の圃場管理も悪く、用排水の手入れがされていないところが多いなど、一部圃場の修繕が必要なことから、近隣の農地の価格より低価格な設定となりました。田は5万円、畑については10年以上不耕作で荒地となっていることから千円という価格になりました。三者合意のもとあっせんが成立しましたので報告いたします。問題のない案件と思われませんが審議願います。

議 長： 只今、又村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号53番、54番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号53番、54番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査を行います。**番号75番から78番**まで、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号75番から78番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 22番 竹部です。まず75番について説明します。〇〇〇〇〇〇さんですけれども、議案第1号の54番で〇〇〇さんとの賃貸契約は解約になっています。この農地は〇〇さんの方で買いたいということで、この後3条での売買で審議いただきます。〇〇さんとしては、この賃貸を解約するのは構わないが、ある程度まとまった農地を賃貸したいという意向があり、新たに〇〇〇〇さんと〇〇さんの間で、農地の賃貸ということになりました。続いて76番ですけれども、〇〇さんは息子の〇〇さんに経営移譲していますが、〇〇さんは非常に営農意欲はあるんですけれども、なかなか離れ地にまで手が回らない、営農の都合上ある程度集約していきたいという意向がありました。〇〇さんは牧草地を増やしたいということで、〇〇さんの自宅に近い農地を賃貸するということで、この契約になっています。

77番の〇〇〇さんと〇〇〇〇ですけれども、〇〇〇さんが〇〇〇〇の構成員ということで、作業の方も〇〇〇〇でしている経過がありました。この度、体調を壊されたなどの事情があり自宅周りの一部の圃場を除いて、〇〇〇〇が引き受けるということで、この賃貸契約になっています。

78番ですけれども、この農地は〇〇〇さんの牧草地に隣接したところにあり、〇〇〇さんが作業受託のような形で管理していた圃場です。今回〇〇〇さんと〇〇〇〇との賃貸契約に伴って、〇〇さんの牧草地に関しても、〇〇〇〇さんとの間で賃貸契約を結ぶということで両者合意のもとでこの契約が成立しています。以上4件、皆さんの審議よろしくお

願います。

議 長： 只今、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号75番から78番まで原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号75番から78番は、原案のとおり決定いたしました。
続いて**番号79番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号79番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号79番について説明します。この件につきましては賃貸の更新となっています。何ら問題ない案件と思います。

議 長： 只今、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号79番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号79番は原案のとおり決定いたしました。
続いて、**番号80番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号80番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号80番について説明します。本件は、〇〇さんと〇〇さんとの賃貸の更新となっています。皆様の審議よろしくお願います。

議 長： 只今、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号80番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号80番は原案のとおり決定いたしました。
続いて、番号81番、82番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号81番、82番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号81番、82番について説明します。所在は図面の8ページをご覧ください。中央に国道40号と黄色のマーカがついている“国”と書いている左側が81番の所在地です。その右上のところは82番の所在地になります。81番は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが以前より賃貸借していました。また番号82番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんは以前より賃貸借しており、81番、82番は何ら問題のない案件と思いますが、よろしくお願ひします。

議 長： 只今、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はございますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号81番、82番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号81番、82番は原案のとおり決定いたしました。
次に番号83番の審査ですが、私より意見がありますので村中代理と進行を交代いたします。暫時休憩といたします。(13:54)

議 長： それでは再開いたします。(13:54)
次に番号83番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号83番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号83番について説明します。まず農地の場所ですが、地図の8ページをご覧ください。真ん中付近の下の方に29線というマーカがあると思いますが、それを左手の道路がなくなる天塩川の堤防付近のところは、今回の農地の所在となっております。この場所は〇〇〇さんが少し農地を持っていた訳ですが、数年前に息子さんが帰ってきて営農するというので、この周りにあった農地を全部〇〇さんが買い上げて耕作していました。事情により息子さんが本州の方へ引越することになり、規模縮小したいということで今回の賃貸借となりました。この農地については、区画がとても小さく地番を見ても分かるように、かなり入り組んだ農地です。また、〇〇さんが買い求める前にも何度かあっせんを行ったことがあります。どなたも手が上がらなかったということで、今

回〇〇さんの娘さんが〇〇〇〇〇〇の構成員の方に嫁がれていることから、〇〇〇〇〇〇さんと賃貸をするということで合意しています。よろしくお願いします。

議 長： 只今、沼田委員より意見がございました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号83番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号83番は原案のとおり決定いたしました。
席移動のため、暫時休憩いたします。(13:57)

議 長： それでは引き続き議事を再開いたします。(13:58)
続いて**使用貸借、番号20番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号20番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 22番 竹部です。20番について説明します。〇〇さんと〇〇さんは義理の親子関係になりますけれど、議案第1号の55番で解約した賃貸借を今回使用貸借に変更して結び直すこととなります。先月の総会で承認いただいた案件で、両者の賃貸契約が期間満了を迎えることを機に、使用貸借に切り替える手続きをしましたが、この自宅周りの圃場だけが賃貸借の期間も少しずれて残っていたところです。この後のことも検討した結果、全体の内容がそろっている方が都合が良いということで両者合意の上、今回1度解約して使用貸借で同じ10年という再契約になっています。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議 長： 只今、番号20番について竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号20番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号20番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供

します。**番号37番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号37番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

竹部委員：はい。

議長：竹部委員。

竹部委員：22番 竹部です。37番について説明します。先ほどの〇〇さんと〇〇さんの賃貸借のところで説明しましたが、〇〇さんの方が営農意欲があるものの、立地条件の悪い圃場は作業効率上も減らしていきたいという考えと、〇〇さんは牧草地をまだまだ増やしたいという両者の意向がありまして、今回の3条での売買が成立しています。問題のない案件と思いますが、皆さんの審議をよろしくお願ひします。

議長：只今、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はございませんか。

議長：ご意見がないようですので、議案第3号 番号37番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって議案第3号 番号37番は原案のとおり決定いたしました。
次に、**番号38番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号38番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

越委員：はい。

議長：越委員。

越委員：25番 越です。38番について説明します。こちらの農地ですが、先ほど議案第1号において合意解約された農地になっています。こちらの土地の所在ですけれども地図6ページ、中央の東西に国道40号線が走っていますけれども、国道40号線を西側に行くと、奥に黄色いマーカーで基線と書いてあります。それからもう少し西に行くと高砂という表記がありますが、この周辺の農地となっています。今回、〇〇さんが離農に伴い農地を処分したいということで、以前より賃貸をしていた〇〇さんが、引き続きこの農地を耕作することになりましたので、3条による売買となっています。問題ない案件と思いますけれども、審議のほどよろしくお願ひします。

議長：只今、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議長：ご意見がないようですので、議案第3号 38番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第3号 番号38番は原案のとおり決定いたしました。次に**番号39番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号39番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号39番について説明します。所在は、図面の8ページをご覧ください。中央に国道40号と黄色のマーカがついている“国”と書いてある左上、26線東1号と2号の中央のところが所在地となります。〇〇さんがこの土地を処分したいと申し出があり、隣接地を耕作されている〇〇さんが宅地を含めて引き受けてくれることになり、両者合意のもと3条申請での売買となりました。問題のない案件かと思いますが、よろしくお願ひします。

議 長： 只今、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第3号 番号39番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第3号 番号39番は原案のとおり決定いたしました。次に番号40番、41番の審査ですが、私より意見がありますので村中代理と進行交代のため、暫時休憩いたします。(14:05)

議 長： 再開いたします。(14:05)
次に**番号40番、41番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号40番、41番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号40番、41番の説明をします。
まず40番ですが、〇〇さんをご主人を十数年前に亡くされ、所有農地を〇〇〇〇〇〇さんを買っていただいているところです。今回、〇〇さんが高齢のため自宅からケアハウスに移り住み、残った農地と宅地を処分するというので、息子の〇〇〇〇さんが引き受けたものです。
続いて41番ですが、まず場所ですが8ページになります。28線というマーカが真ん中のちよと下の方にあると思いますが、その左手の南側の農地と28線の西1号と基線の間の北側の2か所になっています。〇〇さんについては、年齢的なものもありまして規模

を縮小したいということ、また〇〇〇〇さんについては若手の後継者ということで農地を増やしたい。〇〇さんの隣接であるということも考慮して、今回第3条で売買をするということなので、問題ない案件かと思いますが、よろしくご審議のほどをお願いします。

議 長： 只今、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号40番、41番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号40番、41番は原案のとおり決定いたしました。
ここで暫時休憩といたします。(14:08)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:08)
次に、**番号42番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号42番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号42番について説明します。本件の所在ですが、地図の8ページで中央に風連町とあります。その“連”の右手の道路口が所在地となります。以前より〇〇さんから土地を処分したいとの申し出があり、現在近隣地で耕作をしている〇〇さんが規模拡大を希望されているため、3条申請での売買となりました。皆さんの審議よろしくお願ひします。

議 長： 只今、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第3号 番号42番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第3号 番号42番は原案のとおり決定いたしました。
次に、**番号43番、44番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号43番、44番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。43番と44番について説明します。まず場所の所在です。地図の9ページ右下の黄色いマーカーで御料13線とありますが、その文字のちょっと上のあたりから御料12線に向かって、風連ダムから流れる川を挟んだ堤防地の土地になります。○○○○○○○○さんの規模拡大による農地の取得ということで、○○○○さん、○○○○さん共に代表と親子関係にあります。3条での売買で相続農地の処分ということですので、問題ない案件と思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長： 只今、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第3号 番号43番、44番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第3号 番号43番、44番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第5、議案第4号「名寄市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第3回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
（午後2時15分 閉会）

【公告：令和4年3月29日 番号34番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____